

# 回覧

令和3年1月28日

## 珪藻土製品の処分方法について

**珪藻土製品を、ごみ集積場に出すことは出来ません。**

珪藻土とは、植物プランクトンの一種で、殻の部分が堆積して化石化したものです。

珪藻土製品の主なものに、バスマットやコースターがあります。

先般からのメディア報道にもありますように、珪藻土製品の一部にアスベストが含まれていることが判明いたしました。

つきましては、当面の間、珪藻土製品の処分方法として、下記のとおり、定めましたので、ご協力のほどよろしくお願いします。

1. ごみ集積場に出されると、収集運搬時等にアスベストが飛散され、拡散拡大する可能性があることから、ごみ集積場に出すことは出来ません。
2. 販売店・メーカーの回収対象製品は、メーカー・販売店に回収依頼して下さい。
3. 販売店・メーカーの回収対象製品でないアスベストが入っていない製品の処分についても、当面の間、環境センターへの自己搬入のみとします。

※ 珪藻土製品の処分の方法については、裏面のフローに従って処理していただきますようよろしくお願い致します。

### 問合せ・連絡先

栗東市役所 環境政策課

生活環境係 担当：山本

TEL 077-551-0341（直通）

## アスベスト含有の可能性がある製品の処分フロー

(主に珪藻土マット、珪藻土コースター等)

